

Title	核兵器禁止条約の新たな展開 : 第2回締約国会議
Author(s)	黒澤, 満
Citation	阪大法学. 2024, 74(2), p. 111-130
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/97624">https://doi.org/10.18910/97624</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 核兵器禁止条約の新たな展開：第2回締約国会議

黒澤 満

はじめに

- 1 核兵器の全面的廃絶に向けて（第4条）
- 2 被害者援助、環境修復、国際協力・援助（第6条・第7条）
- 3 条約の普遍化（第12条）
- 4 他の条約との補完性（第18条）
- 5 条約の下における諸国家の安全保障上の懸念  
むすび

はじめに

核兵器禁止条約（TPNW）の第2回締約国会議が、2023年11月27日から12月1日まで国連本部で開催され、前回締約国会議の実績を基礎に新たな取組みを提示して議論を行い、条約の基本的目的である「核兵器の全面的廃絶」に向けて新たな展開を示した。

現在の国際社会においては核兵器の使用の威嚇が日常的に行われ、核軍備競争が一層激しく行われるという極めて厳しい状況にある。そのような中において、核兵器禁止条約の履行および一層の強化と普遍化を目指して開催された今回の締約国会議の内容を分析し、一定の新たな展開が見られたことを評価すること、および今後の課題を示すことが本稿の目的である。<sup>(1)</sup>

そのため、①核兵器の全面的廃絶に向けて（第4条）、②被害者援助、環境修復、国際協力・援助（第6条・第7条）、③条約の普遍化（第12条）、④他の条約との補完性（第18条）、⑤条約の下における諸国家の安全保障上の懸念と

## 特別寄稿

いう諸問題の検討を中心に議論を進める。

核兵器禁止条約の大きな特徴の1つは、締約国会議と次の締約国会議の間に非公式作業構造を設置し、その間継続的に重要問題を議論し、新たな方向を示し、次の締約国会議で報告し、さらに議論を継続するという方法を採用していることである。これまでの軍縮に関する国際会議は、NPT再検討会議などに見られるように会議中は集中的に議論を行うが、それはその時点で完結し、次の会議までの間継続的に議論を続けるという方法は採用されてこなかった。その意味において、この核兵器禁止条約の取組みは新たな極めて有益な方法であり、評価されるべきものと考えられる。

核兵器禁止条約の条約義務の履行に関する新たなもう1つの特徴は、第2回締約国会議の「宣言」<sup>(2)</sup>の第6項でも述べられているように、「核兵器の効果に関する証拠に基づく政策形成は、そのプロセスから条約が作成されたものであるが、それが核兵器の廃絶に関するすべての決定および行動の中心になければならない」という考えであり、そのために科学諮問グループが設置され、条約のあらゆる側面において、この基本原則に基づいて議論および決定が行われていることである。これまでの核軍縮交渉は基本的には軍事的、政治的、法的側面を中心に議論されてきており、これは新たな交渉方法の推進であり、科学的な議論の導入という有益な側面を強調している<sup>(3)</sup>。

### 1 核兵器の全面的廃絶に向けて（第4条）

条約第4条は「核兵器の全面的廃絶に向けて」と題し、核兵器の全廃、すなわち核兵器のない世界を追求する条約の基本的目的を規定するもので、たとえば、「第4条の履行に関する非公式作業グループの共同議長<sup>(4)</sup>の報告」において、「第4条はこの軍縮条約の基本的条項である」と述べられている。

第1回締約国会議で採択されたウィーン行動計画では、「権限ある国際的な当局」に関連する事項について一貫したアプローチを開発し、権限ある国際的な当局のための指針を提供するため、会期間にさらなる議論を行うこと、および「核軍縮の検証」に関する進展を促進し、援助するために最善の努力を尽く

すことを規定し、検証は軍縮の進展を積極的に促進するものであることを認識しつつ、核軍縮の検証に関する進展を促進し、援助するために最善の努力を尽くすことなどを決議している。

第1回締約国会議で、第4条の履行に関する非公式作業グループが設置され、会期間に積極的な議論が展開された。まず「権限ある国際的な当局」についてはその機能は明確であるが、どのようにそれを達成するかについては締約国に柔軟性と適応性を与えているとし、共同議長の見解では、「締約国は、国際的な当局の任命については、実効性、透明性、正当性および有効性の諸原則により導き出されるべきであり、漸進的なアプローチを採用すべきである」と規定されている。また作業グループは核軍縮の検証の進展を前進させ援助することにコミットし、専門家の詳細な分析に基づき議論を行った。共同議長は、「ウィーン行動計画に示されているすべての領域で一層の作業が必要である」と結論している。

科学諮問グループが提出した報告は、「軍縮の検証に関する重要な研究が核兵器国および同盟国と共同して実施されている。しかし、特に核兵器禁止条約締約国において、そのような作業を行うアカデミックなグループや研究所の能力の拡大のため、新たなイニシアティブが必要とされている。そのようなセンターは、米ソおよび米ロにより形成された核兵器機構やその視点に拘束されない独立した新たな視点を提供できるであろう」と主張しており、これまでの伝統的な検証とは異なるものを主張している。<sup>(5)</sup>

会議に提出された核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）の作業文書は、今回の会議間プロセスにおいて、締約国は他の核軍縮検証議論および国際原子力機関（IAEA）との新たな革新的な形態の協力を検討すべきこと、および権限ある国際的な当局に関連する諸問題に関する一貫したアプローチの開発に向け一層の議論を継続すべきであると勧告している。<sup>(6)</sup>

本条約の検証はこれまでの検証とは大きく異なると考えられており、国連軍縮研究所（UNIDIR）の研究では、これまでは技術的な検証手続きの重要性が主張されてきたが、それは軍縮が深い敵対的な、あるいは強制的なプロセスと考えられていたからであり、それは核兵器が国家にとり大きな価値を持っている

## 特別寄稿

るという考えと緊密に結合していた。しかし核兵器禁止条約はこの考えを明確に否定している。現実には検証は政治的プロセスであり、それは協力、透明性、問題解決、協議に焦点を当てた時に最も有効になると述べ、核兵器禁止条約の場合は技術的手続きや正確な法的定義もまだ重要であるが、それは検証を実際的に運営する上述のアプローチを援助するものとなると述べている<sup>(7)</sup>。

この議題に対する締約国の見解は、核兵器を保有している国あるいは核兵器を配備させている国が早期に条約に加入する可能性が現状では低いという一般的な認識もあり、長期的な視点から議論を継続すべきであるという方向で一致していた。その結果、今回の会議の宣言では、第4条に直接言及するものはまったく含まれておらず、具体的な行動の指針も示されなかった。ただ、今回の会議の決定1「条約の履行のための会議間構造」において、第1回締約国会議の決定4に含まれる会議間構造を延長することが決定され、第4条の履行に関する非公式作業グループの設置も決定され、特に権限ある国際的な当局の将来の指定に関する任務を行うこととされている。

今後の課題としては、まず条約義務の履行機関としての「権限ある国際的な当局」の目的、組織および任務の内容に関する実質的な議論が必要である。これが決まらないと条約に関連する活動自体の議論も進展しない。もう1つは、第4条の核軍縮の義務の検証をどうするかという課題があり、核兵器禁止条約は核兵器に関するあらゆる活動を禁止するものであり、伝統的な核軍縮措置とは内容的にも異なるものであるので、伝統的な検証措置を参考としつつも、この条約に特に適した新たな検証措置を構築すべきである。

## 2 被害者援助、環境修復、国際協力・援助（第6条・第7条）

条約第6条・第7条は、本条約の人道主義的側面を強調するもので、核兵器の使用や実験の被害者に対する援助および環境破壊の修復、さらに国際的な協力および援助を規定するもので、締約国などに一定の行動を要求する積極的義務を規定しており、新たな国際法の発展を示すものである。

第1回締約国会議で採択されたウィーン行動計画では、行動19から行動32まで  
(阪大法学) 74 (2-114) 448 [2024.7]

でこれらの諸問題に対する決議が詳細に規定されたが、内容の多くは抽象的なものであり、それらを具体的な行動として発展させることが必要であった。そのため、この会議において被害者援助、環境修復、国際協力・援助に関する非公式作業グループが設置され、そのグループは会期間に積極的な議論を行い、その報告が共同議長により提出された。<sup>(8)</sup>

第1に、国内実施措置に関しては、(a)被害を受けた条約締約国は、被害者援助および環境修復に関する国家計画の当初の評価を基礎として、それらを完成させ一層発展させて実施を開始するよう奨励され、(b)国際協力およびそれらの努力の援助を提供できる国家は、そうするよう奨励されることを、第2回締約国会議が決定することを勧告している。

第2に、報告に関して、ウィーン行動計画が情報交換の重要性を承認し、自発的な報告の作成を検討すると規定しており、カザフスタンとニュージーランドが会議に報告を提出した。非公式作業グループは第2回締約国会議が第6条・第7条に関する報告の価値を認識し、自発的な報告ガイドラインの採用を勧告し、締約国が以下に示された自発的な報告ガイドラインおよび付属の自発的な報告フォーマットを使用することを勧告している。内容は、被害者援助、環境修復、国際的協力・援助に関するもので、付属書として9頁にわたる「条約第6条・第7条のための自発的な報告フォーマット」を提示している。

第3に、国際信託基金につき、ウィーン行動計画が核兵器の使用や実験の影響を受けた国家のための国際信託基金の設置の可能性を議論し、可能なガイドラインを提示することを決議しており、非公式作業グループは、締約国会議に対し、被害者援助と環境修復のための国際信託基金に関する集中的な議論を行うことを勧告している。さらに第2回締約国会議は、非公式作業グループが集中した議論を行うこと、そこで信託基金のための委任事項を作成し、第3回締約国会議に報告することを勧告した。

第2回締約国会議の宣言において、この問題は第11項でのみ言及されているが、そこでは「核兵器の過去の使用および実験は、制御不可能な破壊能力と無差別的な性質により、受け入れがたい人道的および環境的結末と現在も続く負の遺産の存在を示している。したがって我々は、核兵器禁止条約の積極的義務

## 特別寄稿

を通じたものをも含め、核兵器の使用および実験による危害に対処することへの支持を再確認する」と述べられている。

さらに今回の会議は、決定1においてこの問題の非公式作業グループを含む会議間構造の延長を決定し、会議の決定3は、第6条・第7条に関する自発的報告に関して、非公式作業グループが提案している報告フォーマットを、締約国による自発的使用のために暫定的に採択することを決定し、決定4において、被害者援助と環境修復のための国際信託基金の設立の可能性およびそのための可能なガイドラインに関する集中した議論を行うことを決定し、それらについて第3回締約国会議に報告を提出することを定めている。

今後の課題として、これらの問題は引き続き積極的に議論され、新たな合意が生み出され、さまざまな新たな行動がとられることが予想される。まず国内実施措置に関しては、各国の積極的な取組みが期待されるが、自発的にどこまで進展がみられるかは明らかではない。報告については、報告フォーマットが承認され提示されていることから、各国の積極的な対応が期待できると考えられるが、国際社会の側面からの圧力や協力が必要であろう。第3の国際信託基金については、今回の会議までに集中的な議論を行い、内容を明確にし、報告することが決定されているので、短期的に一定の成果が生まれることが期待される。

### 3 条約の普遍化（第12条）

条約第12条は、「締約国は、すべての国による本条約への普遍的な参加を得ることを目標として、この条約の締約国でない国に対し、本条約を署名し、これを批准し、受諾し、承認し、またはこれに加入するよう奨励する」と規定しており、第1回締約国会議のウィーン行動計画はそのためのさまざまな行動を14項目にわたり詳細に記述している。

会議間に設置された非公式グループは、その活動の内容を報告するとともに、条約の署名、批准、加入に関する現状を報告し、会議に対する勧告として、会議間に実施された作業を歓迎すること、ウィーン作業計画の1から14に規定さ

れた行動の継続的履行を奨励すること、科学諮問グループとの協力を奨励すること、非公式作業グループなどの共同代表との継続する協力を準備すること、条約の普遍化に関する非公式作業グループの共同議長の権限を更新することを勧告している<sup>(9)</sup>。

今回の会議において、ICANは、普遍的支持という目的を持ち、条約への署名、批准、加入をすべての国に要請すること、核兵器を非正当化し、悪の烙印を押し、撤廃する方法として条約の普遍化の促進の重要性を再述すること、あらゆる機会に条約第12条下での義務の重要性を再述すること、普遍化を促進する努力あるいは活動を組織し、参加し、支持することを勧告している<sup>(10)</sup>。

今回の会議が採択した宣言においては、普遍性に関し、第4項において、「第1回締約国会議以来条約の普遍化に向けて進展が続いている。我々は、バハマ、バルバドス、ブルキナファソ、ジブチ、赤道ギニア、ハイチおよびシエラレオネによる署名、コンゴ民主共和国、ドミニカ共和国およびマラウイによる批准、そしてスリランカによる加入の意義を認識し、温かく歓迎する」と規定している。また第5項において、「条約は現在93の署名国、69の締約国のより強固なものとなっている。我々は、まだこの条約に署名および批准または加入していないすべての国に対し、遅延なく署名および批准または加入することを改めて求める。我々はこの条約の普遍化を最優先事項の1つとして追求し続ける」と規定している。

さらに第29項では、「非核兵器地帯による核軍縮、不拡散および国際の平和と安全保障の強化への多大な貢献を認識し、我々は非核兵器地帯の締約国のうち、まだ核兵器禁止条約に加入していない国に対し、これらの条約と核兵器禁止条約の間における共有された基盤への認識に基づき、遅滞なく核兵器禁止条約に参加するよう求め、相互に強化し合う協力を高めることを求める」と規定している。また会議の決定1において、普遍化に関する非公式作業グループの設置が決定されており、一層の検討が進められる。

今後の課題として第1に重要なのは、宣言でも明確に言及されているように、非核兵器地帯条約の締約国でありながらも、まだ核兵器禁止条約に加入していない諸国の加入の促進である。両条約の定める法的義務という観点から考える



## 特別寄稿

ならば、それらの諸国は核兵器禁止条約への加入により、新たな義務を負うことはないで、それは不加入の理由とはならない。一般に議論されているのは、核兵器禁止条約に反対である諸国、特に核兵器国からの政治的、経済的、安全保障上のさまざまな理由による圧力である。これに1国で対応するのは極めて困難であると考えられるので、それぞれの非核兵器地帯条約締約国が、条約締約国会議などを通じて締約国全体として積極的に対応することが必要である。

第2の課題は、条約への加入に直接関わる狭義の普遍化ではないが、政治的な支持または協力を得るといふ広義の普遍化という意味での活動の必要である。具体的には締約国会議にオブザーバーとして参加する諸国の拡大であり、協力の進化を進めることである。これまで2回の締約国会議ではNATOなど核兵器国の核の傘の下にあるため、法的観点から核兵器禁止条約に参加することはできないが、核兵器禁止条約の方向性には賛成しつつ、協力が可能な側面における支持の表明を行う諸国が存在している。今回の会議にも33カ国がオブザーバーとして参加していた。

ドイツは、核兵器のない安全な世界に向けて進むという約束を再確認しているが、NATO加盟国としてその核抑止に完全にコミットしており、ドイツは核兵器禁止条約に加入するつもりはないと述べながらも、核兵器の使用および実験の被害からの被害者援助および環境修復は広範な注目と支持が必要であり、これらの分野の具体的プロジェクトを支持する意図をもっていると述べている。<sup>(11)</sup>

ノルウェーも、オブザーバーとして参加しているが、核兵器禁止条約の署名または批准はNATOの義務と一致しないので、それらに向けての措置ではないと述べつつ、核兵器の爆発の影響に関して事実に基づく理解を求める必要があるとする核兵器禁止条約の側面を強調している。<sup>(12)</sup>

スイスはオブザーバーとして参加しているが、それは核兵器禁止条約の人道的で軍縮追求の目的を共有しているからであり、核兵器禁止条約と核不拡散条約の具体的協力分野として、被害者援助と環境修復のような共通の優先事項を前進させる価値と可能性を考えているからであると述べている。<sup>(13)</sup>

核兵器保有国は一般に核兵器禁止条約に反対の姿勢を示しているが、オブザーバーとして参加する諸国は、条約への加入を直接に目指しているのではな

く、条約の主要な目的には賛同しており、協力の可能性のある分野において積極的に関わることを求めているのであり、条約には加入しないが条約の履行に協力しようというものであり、今後もこの側面での協力を拡大し強化する方向を締約国は積極的に開拓すべきである。

ICANは、オブザーバー参加を主張する理由として、それは核軍縮に向けての国連のプロセスに対する全般的支持を示すものであること、条約締約国と非締約国の一層の信頼、善意、協力を示すものであること、核軍縮作業に新たな推進力をもたらす締約国の善意の努力を促進するものであることなどいくつかの理由を述べつつ、非締約国に対してオブザーバーとして会議に参加すべきことを主張している<sup>(14)</sup>。

#### 4 他の条約との補完性（第18条）

条約第18条は、「この条約の実施は、締約国が当事国である既存の国際協定との関係で当該締約国が負う義務に影響を及ぼすものではない。但し、当該義務がこの条約と両立する場合に限る」と規定している。第1回締約国会議で採択された「宣言」においては、「我々は、核不拡散条約（NPT）が軍縮・不拡散レジームの礎石であることを承認し、それを損なう恐れのある威嚇や行動を悲嘆する。NPTに完全にコミットしている締約国として、我々はNPTとこの条約の補完性を再確認する」と規定している。

その会議で採択された「ウィーン行動計画」の行動35から38において、①核兵器禁止条約と現存の軍縮・不拡散レジームの補完性を強調し、②核不拡散条約との実質的な協力が可能な領域を提案し明確化するため非公式ファシリテータを任命し、③国際原子力機関（IAEA）や包括的核実験禁止条約（CTBT）との協力を促進し、④核兵器禁止条約と軍縮・不拡散レジーム間の相互の補完性を強調するためアウトリーチ活動の協力を継続することが規定されている。

会議間に設置された補完性に関する非公式ファシリテータの報告では、補完性を強調するために行われた作業を歓迎すること、ウィーン行動計画35から38の履行を継続すること、科学的情報および科学的・技術的助言につき科学的諮

## 特別寄稿

問グループと協力すること、非公式ファシリテータと諸国家間の対話や協議を奨励すること、補完性の他の側面を識別し探求すること、他のさまざまな関係者との継続する協力を奨励すること、非公式ファシリテータの権限を更新することを勧告している<sup>(15)</sup>。

第2回締約国会議において、ICANは「核兵器禁止条約は、核不拡散条約をいかに補完し、強化し、それに依拠しているか」と題する作業文書<sup>(16)</sup>を提出し、以下のことを勧告している。

核不拡散条約のすべての締約国は、

- (a) 核不拡散条約第6条の完全で効果的な履行を前進させるイニシアティブを歓迎し、核兵器禁止条約は、この目的に向けての核不拡散条約の多数の当事国による顕著な貢献であることを承認し、
- (b) 核兵器禁止条約が、核不拡散条約、特に第6条の履行への集団的努力に新たな推進力を与えることを希望し、
- (c) 核兵器禁止条約がその前文において、核不拡散条約の完全で効果的な履行を確認している事実を歓迎し、
- (d) 核兵器禁止条約のいかなるものも核不拡散条約を棄損しそれに対立するものではなく、両条約は完全に両立することを認め、
- (e) 核兵器禁止条約のすべての締約国と共に軍縮の進展のために建設的に努力することを約束すべきである。

この会議で合意された宣言では、他の条約との補完性に関して以下のことを規定している。

23 我々は、核軍縮・不拡散レジームの礎石である核不拡散条約、包括的核実験禁止条約および非核兵器地帯設置諸条約を含む他の補完的な条約を含め、軍縮・不拡散のアーキテクチャー全体を前進させ、強化するための我々の役割を担っている。

25 核不拡散条約に完全にコミットしている締約国として、我々、核兵器禁止条約の締約国は核兵器禁止条約と核不拡散条約の補完性を再確認する。我々は、核不拡散条約の下での義務を履行し、そこでの責任、約束および合意を遵守し続ける。我々は、核兵器の包括的な法的禁止を発効させることに  
(阪大法学) 74 (2-120) 454 [2024.7]

より核不拡散条約第6条を前進させたことを喜ばしく思う。

30 我々は核兵器禁止条約の締約国として、これらの補完的文書の普遍化とこれらの文書の全面的な履行における継続的な進展の重要性を強調し、後退を防止する。核兵器禁止条約への態度を保留している国や他の利害関係者との補完性をめぐる取組みに関する開かれた対話を含め、すべての国との作業を継続する。

この会議の決定1「条約履行のための会議間構造」において、この条約と現存の核軍縮・不拡散レジームの補完性に関する第1回締約国会議の決定3を再確認し、次の会議間の非公式ファシリテータとしてアイルランドとタイを任命した。

核兵器禁止条約と他の核軍縮関連諸条約、特に核不拡散条約との補完性の問題は、核兵器禁止条約の有用性、核軍縮の法体系全体の中での位置づけなどの観点から極めて重要な問題であり、一方の条約締約国であることと他方の条約の締約国であることの論理的関係を明確にする必要がある。またその場合には条約は原則的に条約締約国のみを拘束し、そうでない国に対しては法的拘束力を持たないので、条約に参加しない国に対しては効力を持たないという基本的理解が必要である。

第1回締約国会議のウィーン宣言の第8項において、「我々は核兵器に汚名を着せ、非正当化をさらに進め、核兵器に反対する世界的な強行規範(jus cogens)を着実に構築することを目指し、その実施を進めていく」と規定しており、いかなる国もそれからの逸脱を許されない規範を目指すとしていた。しかし今回の会議の宣言ではこの部分は削除されており、第31項で、この条約の非締約国に対して、この条約の趣旨および目的の履行に悪影響を及ぼさういかなる活動をも差し控えるよう求めている。

したがって補完性の問題は、両条約の締約国である場合にのみ発生するものであり、たとえば核不拡散条約の締約国ではあるが核兵器禁止条約の締約国でない国との関係では、そもそも発生しない。核兵器禁止条約に反対している核不拡散条約締約国に対して補完性の観点から非難するのも法的には意味がない。核不拡散条約の締約国が核兵器禁止条約の締約国となった場合には、核不拡散

## 特別寄稿

条約では禁止されていないさまざまな側面で補完性があると言えるので、その側面から核兵器禁止条約の締約国になるべきであると主張することは意味がある。したがって、今後の課題としても、補完性の観点から核兵器禁止条約の非締約国に対して条約に加入するよう強く主張していくことが重要である。

### 5 条約の下における諸国家の安全保障上の懸念

この問題は今回の会議においてはじめて本格的に議論されたものであり、オーストリアが提出した作業文書<sup>(17)</sup>を出発点としている。その主張の中心的な内容は以下の通りである。

- ・この条約の中心にある脅威の認識は、核兵器の人道的結果とリスクに関するその理論的根拠である。
- ・地球上のすべての国家の人々は、核紛争や核爆発の付随的損害を被るといふかなりの危険状態にある。
- ・すべての人類の安全保障が、核武装国による継続する核兵器の所有および依存により低減している。
- ・条約の理論的根拠は、核抑止を支持する安全保障議論への挑戦であり、これにより核兵器はすべての国家および人類の安全保障を減損するという結論が導かれる。
- ・条約反対国は、条約の中でまた条約を通じて示されている正当な安全保障上の懸念、すなわちこの条約のような文書を通じた軍縮が、集団的、国家的小および人間の安全保障を促進することを認める用意はなかった。

この文書は、結論的には条約支持国と反対国の間に基本的な断絶があるとして、条約コミュニティーおよび条約の将来の普遍化のための鍵となる政治的重要課題は以下の2つであると述べている。

- (a) 条約に定められた核兵器および核抑止論から生じる正当な安全保障の懸念および威嚇とリスクの認識をどのようにより良く促進させ表現するか。
- (b) 核兵器の人道的結果とリスクに関する新たな科学的証拠を強調し、これを核抑止論に内在するリスクと前提に対立させることにより、核抑止論に

基づく安全保障パラダイムに挑戦するための議論をさらにどのように発展させるか。

この問題に関する議論は、会議間構造ですでに活動していた科学諮問グループで検討が進められており、当該グループは、第2回締約国会議に報告書を提出した。これは、核兵器に関する地位と発展、核兵器のリスク、核兵器の人道的結果、核軍縮と関連諸問題に関する詳細な報告書であり、ここでの議論のさまざまな観点を詳細に分析したものである<sup>(18)</sup>。

オーストリアはまたその一般演説において、以下のように述べている。

核兵器禁止条約の論理は、核兵器と結びついた人道的結果およびリスクに関する科学的証拠に基礎を置くものである。・・・核兵器禁止条約の深い安全保障の議論を強調する新たな科学的証拠と研究の証拠と成果があり、それは増加し説得力のあるものである。第1に、この新たな科学研究は、国際レベルにおける緊急の政策的検討を支持している。第2に、核兵器および核抑止が持つと推定されている安全保障上の利益はこれらの新たな証拠に対して維持できなくなっていること、および核兵器からの集団的パラダイムシフトが緊急に必要とされていることである。

第2回締約国会議において採択された宣言は、「核兵器の禁止を支持し、核兵器の壊滅的な結果を回避する我々のコミットメント」という副題をつけており、核兵器の壊滅的な結果の回避が強調されている。

第13項は、「核兵器の継続する存在と核軍縮における進展の欠如は、すべての国家の安全保障を損ない、国際緊張を悪化させ、核兵器による破局のリスクを高め、人類全体への実存的脅威をもたらしている」という現状認識を強調している。第14項で、「核兵器の使用または使用の威嚇は、国連憲章を含む国際法の違反である」と明記し、第15項で、「核による威嚇は、人類全体の正当な安全保障上の利益に反する」と述べている。

このような現状認識に基づいて、第17項は、「核兵器は平和と安全保障を維持するどころか、強制、脅し、緊張の激化につながる政策の道具として使用されている。核抑止を正当な安全保障ドクトリンであると改めて提唱し、主張し、正当化しようとする試みは、国家安全保障のための核兵器の価値に誤った評価

## 特別寄稿

を与え、水平的および垂直的核拡散のリスクを危険なほど高めている」と規定し、第19項は、「軍事および安全保障の概念、ドクトリンおよび政策における核抑止の継続と実施は不拡散を損ない、それに反するだけでなく、核軍縮に向けての進展をも妨げる」と規定し、共に核抑止に対する極めて強硬な批判を展開している。

このような核抑止に対する直接的できわめて強硬な批判は、核兵器禁止条約の議論の中において、今回初めて明確に示されており、この部分が今回の会議の中心的な課題として提示されている。

以上のような議論を基礎として、締約国会議は、その決定5「核兵器禁止条約の下における諸国家の安全保障上の懸念に関する協議プロセス」において、(i)核兵器の存在および核抑止の概念から生じる条約に定められた正当な安全保障の懸念およびリスクの認識をより良く促進しはっきり表現するために、(ii)核兵器の人道的结果とリスクについての新たな科学的証拠を明確にすること、およびこれを核抑止に本質的であるリスクと対比させることにより、核抑止に基づく安全保障パラダイムに挑戦するために、議論と勧告の包括的なセットを含む報告書を協議し、第3回締約国会議に提出する会議間協議プロセスを設置すると決定した。またこの協議プロセスのコーディネータとしてオーストリアが指名された。

このような事態の展開に関して、パーク (M. Parke) は、「多国間条約のメンバーが抑止に関してこのような立場をとったのは初めてのことである。抑止は核兵器国の核ドクトリンの基本的なものであるが、それは核兵器の使用の默示的な威嚇に基づくものであるので、人類の未来を危険にさらす証明されていない理論である。したがって核兵器禁止条約は、これまでの軍備管理・軍縮条約が抑止論にまったく挑戦しなかった状況において、新たな新天地を切り拓いたのである」と述べ、この抑止論への挑戦という新たな展開を高く評価している<sup>(20)</sup>。

またナイト (M. Knight) も、「第2回締約国会議の最も顕著な成果は、核抑止理論が長らく主張してきた前提に挑戦し、それがもたらす安全保障上のリスクを肯定しているコンセンサスによる共同宣言である」と述べ、「核兵器の

人道的影響に関する科学的研究に取り組みそれを促進させることにより、核抑止という偽りの物語への挑戦に協力するという締約国の合意を含むものである」と分析し、核抑止への挑戦を歓迎している<sup>(21)</sup>。

さらにハンソン (M. Hanson) も、「核抑止は第2回締約国会議において、新たな緊急の注目を必要とする作業分野であると識別された。このことは、さまざまな理由で数年にわたり核兵器禁止条約および関連の会議をボイコットしてきた核兵器国に対し、非核兵器国がもっと緊密に行動すべきであるという確認された必要性に十分適応することである。核兵器国およびその同盟国が彼らの継続する核兵器の保有の唯一で最も重要な理由として核抑止の主張を利用していることが広く認められる」と述べ、核抑止論に関し核兵器国と議論を始めることを主張している<sup>(22)</sup>。

オーストリアの作業文書および一般声明は上述したが、この課題推進の中心人物であるクメント (A. Kmentt) は、この提案の基本的で中心的な内容と意義を極めて明確に、以下のように主張している<sup>(23)</sup>。

核兵器禁止条約が極めて重要であるのは、核リスクが再び高くなっており、いくつかの国は核兵器の重要性を再び強調しようとしている時期であるからである。それとは逆に、核兵器禁止条約は核抑止の規範から抜け出ることを目指している。これは理想主義に基づくものではなく、抑止が失敗すれば核兵器の壊滅的かつ地球的影響が生じるという、ますます強化されるという証拠に基礎を置いている。増大する核リスクという現在の状況に対して、核兵器禁止条約は加盟国のための正当な懸念を示しているのみならず、彼らによる安定した現実主義者からの安全保障を評価しているのである。

核兵器禁止条約は、核抑止が不確実性と危険に満ちているということを強調することにより、核抑止の中核的な仮説に挑戦しているのである。核兵器禁止条約は、核抑止による安定性という信念に基づく核兵器の「不使用」を推測するのではなく、その逆であって、核抑止の不安定性は究極的には核兵器の使用に導くと考えている。誤解、計算違い、誤った使用を永久に避けることは不可能である。

今後の課題としては、核抑止に基づく安全保障パラダイムに挑戦するために、



## 特別寄稿

今回の会議までの協議を継続し、第3回締約国会議に議論と勧告の包括的なセットを含む報告を提出することが決定されているので、会議間の協議においてどのような内容を含む報告が提出されるかであるが、これまでの議論の進展を考えるならば、核抑止を徹底的に批判する報告が提出されるであろうと考えられる。核兵器禁止条約の締約国の間においてはその報告が歓迎されることが予想されるが、その後の課題は、それを基礎として核兵器保有国やその同盟国に対して、会議の勧告や決定をいかに実行していくか、また条約反対国をいかにその議論に巻き込み実質的な進展を図るかという困難な問題が存在するであろう。

## むすび

核兵器禁止条約第2回締約国会議の議論全般および会議の決定を全体的に検討してきたが、今回の会議の最も特徴的で新たな進展と考えられるのは、「条約の下における諸国家の安全保障上の懸念」という課題である。この問題はこれまで深く議論されてこなかったものであり、核兵器の全面的廃絶への極めて重要な新たな議論の導入が見られた。その内容は、核兵器保有国および依存国が核兵器の保有を正当化する中心的理由である核抑止を正面から取り上げ、全面的にそれを否定する議論を展開するものである。これは核兵器に関するこれまでの議論では欠けていた中心的問題への批判であり、その意味ではこれまでの核兵器を巡るさまざまな議論とは大きく異なり、核兵器保有の最重要の根拠として主張されてきた核抑止を否定するものである。

またこれまでの核軍縮の議論は核兵器国の間での議論が主であったが、この新たな議論は核兵器保有国および依存国の論理をすべて否定し、核兵器全廃を求める非核兵器国として核兵器に全面的に反対する諸国の見解として議論されている。

上述の議論とも関連するが、もう1つの重要な主張は安全保障概念の大きな転換であり、これまでの議論が「国家の安全保障」または「国際安全保障」という枠組みで議論されていたが、そうではなく、「人類全体の安全保障」ある

いは「人間の安全保障」を強調する点である。核兵器の被害は国境を越えてすべての人々に影響を与えるという点から主張されているが、現在の核兵器国を中心に国家あるいは軍事同盟の安全保障という考えから離脱すべきであるという主張である。

第1に、核兵器禁止条約の締約国はこれらの新たな方向性に賛成しつつ進むと考えられるが、核兵器国や核同盟国には受け入れられない提案であり、これらの課題は基本的で重要なものであるが、長期的な視野のなかで議論を続けるべきである。

第2に、被害者援助、環境修復、国際協力・援助の問題が重要であるが、人道主義的な内容であり、締約国のみならず非締約国の協力も期待できるものであり、すべての国が積極的にこの問題の進展に短期的にも取り組むべきである。また国際信託基金の設立に向けては、会議の議論でも明らかのように、次回の締約国会議までに十分議論し、具体的な進展を達成すべきである。

第3に、核兵器の全面的廃絶に向けての課題として、長期的視野をもちつつ、「権限ある国際的な当局」および「検証」について具体的な検討を積極的に進めるべきである。

第4に、条約の普遍化は極めて重要な課題であり、条約締約国の増加に向けて非核兵器地帯条約締約国の条約加入を推進すべきであり、他のさまざまな方法をも実施すべきであり、また会議へのオブザーバー参加国の増加にも一層努力すべきである。

第5に、他の条約との補完性については、他の軍縮関連条約との連携を強化すべきであろう。

現在の国際社会では、核兵器国間の対立が激化しており、核軍縮の交渉も不可能となっており、核兵器の使用の威嚇がしばしば行われている。核兵器の全面的廃絶に向けての進展は短期的には極めて困難な情勢になっているが、核兵器禁止条約の締約国はその目的に向けて長期的な観点から一層努力すべきである。

- (1) 核兵器禁止条約に関する分析については、黒澤満「核兵器禁止条約の意義と課

特別寄稿

題』『大阪女学院大学紀要』第14号、2018年3月1日、15-32頁、黒澤満「核兵器禁止条約の前進と今後の課題」『大阪女学院大学紀要』第19号、2013年3月1日、21-40頁参照。

- (2) Report of the second meeting of state parties to the treaty on the prohibition of nuclear weapons, TPNW/MSP/2023/14, 13 December 2023, pp.7-11.  
[https://documents.un.org/symbol-explorer?s=TPNW/MSP/2023/14&i=TPNW/MSP/2023/14\\_5535336](https://documents.un.org/symbol-explorer?s=TPNW/MSP/2023/14&i=TPNW/MSP/2023/14_5535336)
- (3) 本論文に直接関係する大きな特徴は以上の2つであるが、核兵器禁止条約がこれまでの国際条約と大きく異なる側面を詳細に分析した論文としては、条約交渉会議の議長を務めた Elayne G. Whyte, “The Power of the Powerless: Lessons from the TPNW and Reflections on the Practice of Diplomacy,” *Journal for Peace and Nuclear Disarmament*, Vol.6, Issue 2, 2023, pp.346-356. を参照。
- (4) Report of the Co-Chaires for the informal working group on the implementation of article 4, TPNW/MSP/2023/7, 26 October 2023.  
[https://documents.un.org/symbol-explorer?s=TPNW/MSP/2023/7&i=TPNW/MSP/2023/7\\_6879522](https://documents.un.org/symbol-explorer?s=TPNW/MSP/2023/7&i=TPNW/MSP/2023/7_6879522)
- (5) Report of the Scientific Advisory Group on the status and developments regarding nuclear weapons, nuclear weapon risks, the humanitarian consequences of nuclear weapons, nuclear disarmament and related issues, TPNW/MSP/2023/8, 27 October 2023.  
[https://documents.un.org/symbol-explorer?s=TPNW/MSP/2023/8&i=TPNW/MSP/2023/8\\_1779795](https://documents.un.org/symbol-explorer?s=TPNW/MSP/2023/8&i=TPNW/MSP/2023/8_1779795)
- (6) ICAN, Policy recommendations for the second Meeting of the States Parties to the Treaty, TPNW/MSP/2023/WP.4, 14 November 2023.  
[https://documents.un.org/symbol-explorer?s=TPNW/MSP/2023/WP.4&i=TPNW/MSP/2023/WP.4\\_0820574](https://documents.un.org/symbol-explorer?s=TPNW/MSP/2023/WP.4&i=TPNW/MSP/2023/WP.4_0820574)
- (7) Pavel Podvig, Jr., *Verifying Disarmament in the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons*, UN Institute for Disarmament Research, 2022.  
[https://unidir.org/wp-content/uploads/2023/05/UNIDIR\\_Verifying\\_Disarmament\\_TPNW.pdf](https://unidir.org/wp-content/uploads/2023/05/UNIDIR_Verifying_Disarmament_TPNW.pdf)
- (8) Report of the Co-Chaires for the informal working group on Victim assistance, environmental remediation, international cooperation and assistance, TPNW/MSP/2023/3, 16 October 2023.  
[https://documents.un.org/symbol-explorer?s=TPNW/MSP/2023/3&i=TPNW/MSP/2023/3\\_4654897](https://documents.un.org/symbol-explorer?s=TPNW/MSP/2023/3&i=TPNW/MSP/2023/3_4654897)

- (9) Report of the Co-Chairpersons for the informal working group on universalization, TPNW/MSP/2023/2, 16 October 2023.  
[https://documents.un.org/symbol-explorer?s=TPNW/MSP/2023/2&i=TPNW/MSP/2023/2\\_7499933](https://documents.un.org/symbol-explorer?s=TPNW/MSP/2023/2&i=TPNW/MSP/2023/2_7499933)
- (10) ICAN, op. cit., note 6.
- (11) Statement by Germany, 27 November 2023.  
[https://docs-library.unoda.org/Treaty\\_on\\_the\\_Prohibition\\_of\\_Nuclear\\_Weapons\\_-\\_SecondMeeting\\_of\\_States\\_Parties\\_\(2023\)/Germany.pdf](https://docs-library.unoda.org/Treaty_on_the_Prohibition_of_Nuclear_Weapons_-_SecondMeeting_of_States_Parties_(2023)/Germany.pdf)
- (12) Statement by Norway, 29 November 2023.  
[https://docs-library.unoda.org/Treaty\\_on\\_the\\_Prohibition\\_of\\_Nuclear\\_Weapons\\_-\\_SecondMeeting\\_of\\_States\\_Parties\\_\(2023\)/Norway.pdf](https://docs-library.unoda.org/Treaty_on_the_Prohibition_of_Nuclear_Weapons_-_SecondMeeting_of_States_Parties_(2023)/Norway.pdf)
- (13) Statement by Switzerland, 29 November 2023.  
[https://docs-library.unoda.org/Treaty\\_on\\_the\\_Prohibition\\_of\\_Nuclear\\_Weapons\\_-\\_SecondMeeting\\_of\\_States\\_Parties\\_\(2023\)/Switzerland.pdf](https://docs-library.unoda.org/Treaty_on_the_Prohibition_of_Nuclear_Weapons_-_SecondMeeting_of_States_Parties_(2023)/Switzerland.pdf)
- (14) ICAN, Observing Meetings of States Parties to the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons, TPNW/MSP/2023/WP.8, 14 November 2023.  
[https://documents.un.org/symbol-explorer?s=TPNW/MSP/2023/WP.8&i=TPNW/MSP/2023/WP.8\\_8346174](https://documents.un.org/symbol-explorer?s=TPNW/MSP/2023/WP.8&i=TPNW/MSP/2023/WP.8_8346174)
- (15) Reports of the informal facilitators to further explore and articulate the possible areas of tangible cooperation between the TPNW and the NPT and other relevant nuclear disarmament and non-proliferation instruments, TPNW/MSP/2023/5, 17 October 2023.  
[https://documents.un.org/symbol-explorer?s=TPNW/MSP/2023/5&i=TPNW/MSP/2023/5\\_9653507](https://documents.un.org/symbol-explorer?s=TPNW/MSP/2023/5&i=TPNW/MSP/2023/5_9653507)
- (16) ICAN, How the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons complements, reinforces and build on the Non-Proliferation Treaty, TPNW/MSP/2023/WP.6, 14 November 2023.  
[https://documents.un.org/symbol-explorer?s=TPNW/MSP/2023/WP.6&i=TPNW/MSP/2023/WP.6\\_7269105](https://documents.un.org/symbol-explorer?s=TPNW/MSP/2023/WP.6&i=TPNW/MSP/2023/WP.6_7269105)
- (17) Austria, Universalizing the security concerns of States under the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons, TPNW/MSP/2023/WP.9, 16 November 2023.  
[https://documents.un.org/symbol-explorer?s=TPNW/MSP/2023/WP.9&i=TPNW/MSP/2023/WP.9\\_9618160](https://documents.un.org/symbol-explorer?s=TPNW/MSP/2023/WP.9&i=TPNW/MSP/2023/WP.9_9618160)
- (18) Report of the Scientific Advisory Group on the status and developments regarding nuclear weapons, nuclear risks, the humanitarian consequences of nuclear

特別寄稿

weapons, nuclear disarmament and related issues, TPNW/MSP/2023/8, 27 October 2023.

[https://documents.un.org/symbol-explorer?s=TPNW/MSP/2023/8&i=TPNW/MSP/2023/8\\_1779795](https://documents.un.org/symbol-explorer?s=TPNW/MSP/2023/8&i=TPNW/MSP/2023/8_1779795)

- (19) Statement by the Republic of Austria, 28 November 2023.  
[https://docs-library.unoda.org/Treaty\\_on\\_the\\_Prohibition\\_of\\_Nuclear\\_Weapons\\_-\\_SecondMeeting\\_of\\_States\\_Parties\\_\(2023\)/Austria.pdf](https://docs-library.unoda.org/Treaty_on_the_Prohibition_of_Nuclear_Weapons_-_SecondMeeting_of_States_Parties_(2023)/Austria.pdf)
- (20) Melissa Parke, "The Future of Arms Control Lies in the Nuclear Ban Treaty," *Arms Control Today*, January/February 2024, p.14.  
<https://www.armscontrol.org/act/2024-01/features/future-arms-control-lies-nuclear-ban-treaty>
- (21) Mackenzie Knight, "TPNW2MSP: Overview and Key Takeaways," Federation of American Scientists, December 8, 2023.  
<https://fas.org/publication/tpnw2msp-overview-and-key-takeaways>
- (22) Marianne Hansen, "The Second Meeting of States Parties to the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons: A Summary Report," APLN, December 2023.  
[https://cms.apln.network/wp-content/uploads/2023/12/Marianne-Hanson\\_TPNW2MSP-Report\\_December-2023.pdf](https://cms.apln.network/wp-content/uploads/2023/12/Marianne-Hanson_TPNW2MSP-Report_December-2023.pdf)
- (23) Alexander Kmentt, "The Ban treaty, two years after: A ray of hope for nuclear disarmament," *Bulletin of the Atomic Scientists*, January 23, 2023.  
<https://thebulletin.org/2023/01/the-ban-treaty-two-years-after-a-ray-of-hope-for-nuclear-disarmament/>